

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第17号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 障がい児支援に係る給付費等の支給事務

所 管 所 属：旭区役所

通 知 日：令和 7 年 5 月 13 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (1)	独自の勘案事項整理票について是正を求めたもの 旭区役所において、障がい児通所給付費等の更新手続の際に使用する勘案事項整理票について、「児童福祉法における障がい児支援にかかる給付費等の支給事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）で規定されている様式ではなく、勘案事項のうち一部の記載欄を省略した独自様式を使用していた。 【指摘事項】 旭区役所は、要綱等で求められている内容について改めて認識の上、更新手続の際に使用する勘案事項整理票について、要綱の様式どおりとするか、変更する場合には必要な事項の追記にとどめられたい。	・令和 7 年 2 月 10 日に、要綱及び「支給決定事務の手引き《障がい児通所・相談・入所支援編》」の内容について、関係職員に対しミーティングを行い再認識させた。 また、更新手続用の勘案事項整理票の取扱いについて、要綱の様式に必要な事項を追記したものを使用する旨を福祉局に口頭で確認を行い、追記することは妨げないとの回答があったことから、要綱の様式に必要な事項を追記し、関係職員に対し朝会及びメールにて周知徹底し、運用を開始した。 ・その後、都度追記事項等の課内検証を行い、運用している。 ・本件の取扱いについて令和 7 年度以降も徹底するため、担当係長の引継書に記載することとし、障がい福祉サービス担当内で、ミーティング時に都度共有することとした。	措置済	令和 7 年 2 月 10 日
1 (2)	障がい児通所給付費等の更新支給申請時における支給決定の判断記録について改善を求めたもの 旭区役所において、障がい児通所給付費等の更新手続で、引き続き要綱の別表の範囲を超える支給量を必要とする理由などを支給決定決裁に記録していないものがあった。 【指摘事項】 旭区役所は、障がい児通所給付費等の更新支給申請時における支給決定の判断過程を適切に記録する仕組みを構築し、運用されたい。	・更新支給申請時における支給決定の判断過程を適切に記録するための取扱いについて、(1) の勘案事項整理票を用いて記録を徹底することとした。 ・上記取扱いを令和 7 年 2 月 10 日に、関係職員に対し朝会及びメールにて周知徹底し、同日から運用を開始している。 ・本件の取扱いについて令和 7 年度以降も徹底するため、担当係長の引継書に記載することとし、障がい福祉サービス担当内で、ミーティング時に都度共有することとした。	措置済	令和 7 年 2 月 10 日